

議会の動き

市民に開かれた議会を目指して

～議会改革特別委員会を設置しました～



▲議会改革検討委員会からの答申

議会改革特別委員会を設置しました

小郡市議会では、平成20年12月に議会改革検討委員会を設置し、これまでの活動内容の整理を行うと共に、市民に開かれた議会運営のあり方等、議会活性化・改革に向けた検討を重ねてきました。その結果、平成21年10月29日、議会のあるべき姿や理念を掲げた議会基本条例の制定等が必要であるとの答申がなされました。

この答申を受け、平成21年12月定例会において、本市議会にふさわしい議会基本条例の制定等、議会活性化・改革に向けた調査・研究を行うため議会改革特別委員会を設置しました。

議会基本条例とは

議会運営における最高規範となるものです。

地方分権一括法により、地方自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大する中、議会の果たすべき役割は今後ますます大きくなっていくことが予想されます。

そこで、小郡市議会ではより市民に開かれた議会を目指して、議会改革をさらに継続、発展させていくための議会基本条例制定に向けた取り組みを進めています。

議会改革検討委員会の答申について

議会改革検討委員会から平成21年10月に提出された答申の内容の一部を紹介します。

議員定数について 本市の厳しい財政状況等から判断した場合削減が必要である。議会運営等を考慮した上で2名の削減は可能である。

今後議員のさらなる資質向上を図り、市民への情報発信、公開等を行う必要がある。

執行部の反問権 導入する

ことで議員の言いっぱなしの質問が生まれなくなり、緊張感が生まれるため、議論が深まり議会の活性化に繋がる。(反問とは質問してきた相手に逆に問いただすこと。)

質問について 執行部だけとのやり取りと考えず、市民、議員を含めた全員が理解できる平易な言葉で論議する必要がある。

議会のインターネット放映 導入することで当日傍聴できない市民も視聴できることになり、議場内により緊張感が生まれ議会の活性化に繋がる。

地方議会の役割

地方自治体は、住民が市長と議員を直接選出する二元代表制を取っており、執行機関と議会は独立・対等の関係に立ち、相互に緊張関係を保ちながら協力して自治体運営にあたる責任を有しています。

特に分権の時代を迎えた今、議会には、地方自治体の基本事項を決定(議決)する団体意思の決定機能と執行機関を監視・評価する機能をより発揮していくことが求められて

います。

市長が一人であるのに対し、議会は複数の代表で構成された合議制の機関であるため、議会は広く住民の意見や要望を把握しながら、市の課題を明確にしていくことが必要になります。

小郡市議会は今後も「市民に開かれた議会」を目指した取り組みを進めていきます。

議員定数を2名削減

市行政の監視や評価、条例、予算等の議決を行うには、その役割を担う一定の議員定数が必要です。しかし、国の三位一体改革による地方交付税の削減等により、本市の財政状況は厳しい状況です。そこで、議会は平成21年12月定例会において、議員定数を20名から18名に削減しました。この議員定数については、平成22年4月に行われる市議会議員選挙から適用されます。(小郡市議会では、平成17年にも議員定数を22名から20名に削減しています。)